

告 示

埼玉県告示第千三百十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市荒川日野字落倉一五一、一五二一、一五二四、一五二七、一五二八、字姥ヶ平一九二三、字ヲバタ一九三九、字蟬一九四一の二から一九四一の三まで、字倉掛ヶ一九四四の一、一九四四の二、一九四五（次の図に示す部分に限る。）、字世戸沢一九四六（次の図に示す部分に限る。）、荒川白久字相浦一九九三の一、字岩峯一九九四から一九九七まで、一九九九の二から一九九九の七まで、二〇〇〇の一、二〇〇〇の二、二〇〇一から二〇〇三まで、字本谷二一九八の一、字山居平二一九九、二二〇〇の一、二二〇〇の二、二二〇三から二二〇八まで、字船沢二二〇九、二二一〇、二二一一の一、二二一一の二、二二一二、字二見谷二二一三、二二一四の一、二二一四の二、二二二五、字聖前二五三八の一、二五三八の二、二五三九、二五四〇、二五四一の一、二五四一の三、二五四二から二五四七まで、二五四八の二から二五四八の三まで、二五四九から二五五五まで、荒川上田野字南山二五七三から二五七七まで、荒川白久字聖前二五四一の一地先・二五四二地先・二五四三地先・二五四四地先・二五四八の一地先（以上五筆地先。次の図に示す部分に限る。）、荒川上田野字南山二五七九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に関わる伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ロ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ク 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁

及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）